

平成30年5月17日 第22回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成30年5月17日（火）午前9時30分

1 招集の場所 中会議室A

1 協議事項

(1) 特別委員会報告書の文案検討

1 開会日時 平成30年5月17日（木）午前9時35分

1 出席委員

委員長	荒川栄悦君	副委員長	浅沼幸雄君
委員	小林立栄君	委員	菊池美也君
委員	萩野幸弘君	委員	菊池由紀夫君
委員	佐々木大三郎君	委員	細川幸男君

1 欠席委員

なし

1 事務局職員出席者

事務局長 菊池享君 次長 佐藤邦昭君

午前9時35分開会

○副委員長（開会）

○委員長 報告書の文案検討をこれから行います。事務局から案の説明をお願いします。

○次長（報告書の訂正稿案の説明）

○委員長 訂正が必要な部分を皆さんで検討していただきたい。

○萩野委員 ⑤の取り組み結果の文言の整理。④の取り組み結果は、「運用で十分に可能と判断した」に。推進組織の位置づけをどうするのか。

○委員長 組織を継続的に設置する条文の見直しの提案は出来る。ここで結論は見出せる。結論が見いだせないのであれば、推進組織について検討されたが結論に至らなかった、でも良い。

○副委員長 運用で可能としたのはICTの活用を基本条例に盛り込むかどうかだった。

○萩野委員 話し合いはされたが、結論に至っていない事を明記すべき。

○局長 推進する組織の必要性は認めつつも、この委員会の任期中に結論付けるのは難しいというのが前回のやり取りだった。よって次への課題にすること。ただ結論が無いのは如何なものか。

○委員長 結論に至れなかったというのはよろしくないと思う。

○小林委員 いずれ結論として、基本条例を改正するのか、委員会条例の改正のみでいいのかが出ていない。

○委員長 基本条例に推進する組織と検証する組織が明記されていいと思う。常任委員会化は結

論とはなっていなかったが、この事を議論しよう。

- 美也委員 この委員会の総意として、推進する組織の必要性は確認された。それをどうやって設けるは次の任期に課題として示すという事。
- 委員長 必要性の認識に至ったことは明記しよう。その設置を時期に引き継ぐのか。
- 美也委員 条例改正の方法がいくつかあって、その結論に至っていない。
- 副委員長 条例改正の提案をする役割は議運だが、基本条例の制定の際は特別委員会が報告し提案した。④の結論がうやむやなので、組織が必要で、どのような組織にするかを示せないか。改選後に組織を作れと言うより、必要ではあるので、必ずつくるように報告をしたい。
- 小林委員 運用をどうとらえるかで、基本条例はそのままで委員会条例を改正することは出来ないのか。基本条例はそのまま、運用で加えること。委員会条例に組織を位置付ける。
- 副委員長 推進組織の必要性があることを結論として、今後に設置すべきと求める。
- 委員長 組織の位置づけは必要で、具体的な取り組みを求めるもの。
- 由紀夫委員 組織の位置づけ、検証と公表は推進する組織の必要があり、次の改選前に条例の改正を行う。次に、ICT技術の活用は運用で十分可能と判断した。
- 次長 取り組み内容と取り組み結果を双方箇条書きにして順番を対比させる。
- 委員長 推進する組織の位置づけを改選前に実施することが望ましい、ということか。
- 副委員長 言い切るわけにはいかない。
- 委員長 (1)については倫理規則の検討を行ってきた。
- 由紀夫委員 (2)組織の位置づけ、検証と公表の仕方について、推進する組織が必要と思われる、条例改正を改選前に実施することが望ましい。(3)ICT技術の活用を規定する条文を加えることについては、運用で十分可能と判断した。
- 副委員長 ここまでの表現で良いだろう。
- 萩野委員 倫理条例までは必要ないという議論ではなかったか。規則は必要という結論だったが、その成案がなされていない。
- 副委員長 条例を提案する立場であるようでないような、すっきりしない所がある。
- 委員長 倫理規則を作るという結論ではなかったか。
- 美也委員 基本条例の18条に謳っている内容で事足りるという判断だった。最初は倫理条例として、市民への義務付け等が必要かとなって、規則を作ろうかとなった時に18条で十分と結論付けた。基本条例の制定過程で議論済みとされた。
- 副委員長 その様に取り組み結果に記載しよう。
- 委員長 常任委員会化についてはそういう結論で、今後の議会に委ねる。
- 美也委員 改正案を示すのか。
- 委員長 考えているのは、こういう改正が望まれるという案を示していいのではないかと思う。委員会としての取り組み結果を示した方が良い。
- 副委員長 報告書に盛り込むのか。
- 美也委員 報告書の中ではなく、こういう案を検討すべきではと配布するもの。
- 副委員長 報告書で推進する組織が望まれるとして、受けた議長なりがどう判断するか、任期中に設けるのか、改選後で良いと判断するのか分からない。特別委員会から提案して条例改正をする方法はある。報告と上程が同じ定例会では混乱する。
- 小林委員 報告は6月定例会で、条例改正の上程は9月という事も考えられる。

- 副委員長 報告を受けた議運が上程する必要なしとした場合、特別委員長なりが議員発議として上程できる。
- 小林委員 改正案は、報告書に載せないまでも委員会の責任で示した方が良い。
- 副委員長 それが伴わないと無責任だ。
- 美也委員 案は委員会の任期の6月30日までに作ればいい。
- 委員長 推進する組織が望まれるという結果にして、改正案を示すことで良いか。
- 副委員長 改正するのは委員会条例のみで、基本条例22条の継続した取り組みを具体化する組織として委員会条例に位置付ける。
- 委員長 委員会条例に、委員会名や定数を示すのか。
- 美也委員 常任委員会であれば、名称、定数、所管を表で示している。
- 委員長 では名称は議会改革常任委員会か、議会改革推進委員会か。
- 萩野委員 議会運営委員会との関わりで、常任委員会が良いのか、別な委員会の位置づけにするのか。役割の棲み分けも必要。
- 副委員長 常任委員会とは別に位置づけることも可能であれば、2条の3もいいのでは。
- 萩野委員 常任委員会には特定分野があるが、議会改革は議会全体で取り組むものであり、常任委員会とは別に位置づけるべきではないか。最終的には全体で取り組むべきもの。
- 美也委員 それであれば、議会運営委員会と対等な位置づけになる。検証と推進。
- 萩野委員 議運と同列の委員会と考えた方がいい。
- 委員長 その様な提案があって、全体に関わる役割なので議運と同列におくという考えで良いでしょうか。あくまで参考として案を示す。第2条の3で、定数はどうなるのか。
- 美也委員 議会運営委員会と推進委員会は分けた方が良いので、議運と正副議長を除いて11名で、広聴広報を引くと5名になる。
- 委員長 第2条の3を追加し、委員は5名とすると言うものを特別委員会の案とする。
- 美也委員 議会運営委員会には運営要綱が設けられていて、同様に推進委員会にも運営要綱を設けてはどうか。
- 萩野委員 議運との兼ね合いを明確にしたものが良かった方が良い。議運の検証結果の答申を受けて、推進委員会が取り組む。
- 美也委員 サイクルになって行って、広報する場合は広聴広報常任委員会が担う。
- 委員長 基本的に要綱は必要であろう。
- 副委員長 推進委員会は議会改革を推進するだけでいい。分かり易くするために簡潔にしよう。
- 萩野委員 個人で問題があった人も、議運に申し出て検証してほしいと言える。議運でもんで必要があれば答申を出して、それを推進委員会が検討する。
- 委員長 ④は推進組織について提言を出すということによろしいか。
- 美也委員 議会運営委員会の運営要綱に議会改革の検証という記述はないが、これは基本条例に記述があるから加えていないということが良いのか。(その通り)
- 萩野委員 推進委員会の要綱案は検討しておかなくてよいか。
- 次長 趣旨、委員の選出方法、担任事項等を盛り込む。
- 委員長 ここですぐにまとまらないだろうから、今回は参考案で、改正時には再度要綱は検討される。
- 萩野委員 設ける案まで決まったので、この委員会として要綱案もまとめておきたい。内容は

分かったので、文章化は事務局に委ねる。

○副委員長 6月4日の全員協議会では、この報告書の原案も示されるのか。タイムスケジュールとして可能なのか。

○委員長 4日には案として意見を募って、最終日の全協にも報告し、その後の本会議での委員長報告とする。

○副委員長 案の検討を4日の全協開会前にするべきだが、できなければ参考配布の案として6月定例会中に検討しよう。

○委員長 ⑤以降の内容についてはよろしいか。

○副委員長 図書室は、整備した、でいいか。市が整備したもの。

○萩野委員 壁を取り払うように議会から要望し、使い勝手を良くしたスペース。議会としての意見で出来上がった。

○委員長 ⑦の定数報酬。結論として現状維持。今後引き継ぐ課題は4項目。

○由紀夫委員 ICTは、協議の場が設置されるに至った。言い切っていると思う。

○委員長 協議スケジュールに来年1月にまとめがあるので、議会とすれば誰が委員になるかは議長が決めることになっていくと思うし、まとめにICTを導入する結論に持ち込まねばならない。時期などはあるにしても、導入するという結論に至らねばならない。

○副委員長 導入することの結論は出ていない。協議の場が出来るだけ。

○委員長 議長にも回答を報告し、4名程度の委員を選出して協議を進めることとして、これは4日の全協終了後の議会運営委員会で検討される。

基本条例などの例規の見直しでは、検討が想定される項目が加わっている。

○佐々木委員 範囲が広範なので、これは必要ないのではないか。

○委員長 議会を取り巻くあらゆる例規について検討するというのではなく、必要が迫られる部分については適宜改正などをするという趣旨。

○萩野委員 例規とは議会関連例規だろうし、例示はあくまで例でこれに限るものでないだろうからいいと思う。今後の時代の変化に対応するのは当然のこと。

○由紀夫委員 3)の中で、予算・決算委員会と表記を。

○萩野委員 予算及び決算特別委員会にしよう。

○委員長 4)はこれでよろしい。5)は削除する。あとは最終報告の検討を。

○由紀夫委員 総括としての文章に特化して、加筆したものを示してみた。

○副委員長 文中の基本条例の前文は必要ないのではないか。取り上げなかった事項は必要。最後の市民に良く理解されていない、という記載は如何なものか。

○委員長 実態として理解がまだ進んでいない。理解されてこそその議会改革。見直すべきは見直す。内容を美也委員、小林委員にも構成してもらって整理する。その他の確認事項を。

○次長 今後検討すべき課題の3点について、参考資料を配布します。

○委員長 以上でよろしいか。

○副委員長 (閉会)

閉会11時57分